

平成29年の地方からの提案に関する対応方針一覧 (H29.12.26閣議決定)
(埼玉県追加共同提案13件)

連番	管理番号	提案事項	求める措置の具体的内容	提案団体	対応方針
1	85	河川管理施設の維持又は操作等の委託をうけることができる者の要件見直し	河川法第99条, 河川法施行規則第37条の6において, 河川管理施設の操作等は地方公共団体, 河川協力団体又は河川の維持管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人とされているが, 地域の実情に応じてそれ以外の地元自治会や企業等にも委託可能となるようにしていただきたい。	宮城県	【国土交通省】 (17)河川法(昭39法167) 河川管理施設の操作の委託については, 民間企業等に操作に係る作業をさせる方法等について, 地方公共団体に平成29年中に周知する。 また, 河川管理施設の確実な運用体制の確保に向けて, 「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(平成29年1月社会資本整備審議会答申)も踏まえ, 地方公共団体以外の団体への私法上の委託の在り方を含め, 引き続き検討していく。
2	182	介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化	福祉系の学科・コースを持つ高等学校で取得した単位と卒業後に介護福祉士養成施設で取得した単位を通算することで, 必要な指定科目を終了したとみなし, 介護福祉士国家試験受験資格を得られるようにする。	長野県	【文部科学省、厚生労働省】 (26)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) ()介護福祉士資格については, 福祉系高校の指定を受けていない高校において福祉科目を履修した学生も含め, 必要な介護人材を地域で育成・養成していけるよう, 介護福祉士を確保する方策について地方公共団体の意見も踏まえつつ検討し, 平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3	212	無料低額宿泊事業に係る届出制を許認可制に変更	無料低額宿泊事業に係る「届出制」を「許認可制」に見直すこと。	指定都市市長会	【厚生労働省】 (17)社会福祉法(昭26法45) 国及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業(2条3項8号)については, 悪質な事業者を規制し, 利用者に対する処遇の質の確保を図るため, 設備、運営等に係る法令上の最低基準を設け, 当該基準を満たさない事業者に対して都道府県等が改善命令等を行うことを可能とするとともに, 新規参入する事業者が当該基準を満たしていることをあらかじめ確認できるようにするため, 都道府県等に対して事業開始の日から1月以内に行うこととしている届出を事業開始前の届出に改めることについて検討し, 平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

連番	管理番号	提案事項	求める措置の具体的内容	提案団体	対応方針
4	310	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和	公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のままで土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。	中津川市	【農林水産省、内閣官房、総務省、法務省、国土交通省】 (16)所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化 所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために収用する場合の手続きを合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。
5	47	肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定に係る有効期間の延長	肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間は「1年以内」とされ、当該受給者のほとんどが更新手続きを行っている状況にあることから、認定の有効期間を延長することを求める。	九州地方知事会	【厚生労働省】 (37)肝炎治療特別促進事業 核酸アナログ製剤治療の助成対象者の自己負担限度額の設定に係る所得状況の確認については、個人番号の活用が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 また、核酸アナログ製剤治療の更新認定に関して、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断することの必要性の有無については、肝炎治療戦略会議等の有識者の意見も踏まえて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
6	63	農地集積・集約化等対策事業費に係る繰越等の手続きに関する事務の都道府県知事への委任	農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業にかかる財政法第43条第1項に規定する繰越の手続き及び同法第43条の3に規定する翌年度にわたって支出すべき債務の負担の手続きに関する事務について、都道府県知事へ委任していただきたい。	愛知県	【農林水産省】 (13)農地集積・集約化等対策費に係る繰越に関する事務 農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業に係る繰越し(財政法(昭22法34)14条の3第1項及び42条ただし書)及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(同法43条の3)の手続きに関する事務については、当該事務の委任を国から受けることに同意した都府県においては、当該都府県が交付決定を受けたもののうち、平成29年度から平成30年度に繰り越すものより、当該都府県の知事又は知事の指定する職員が行う(会計法(昭22法35)48条1項)こととする。
7	74	地方創生推進交付金活用事業について、4月1日からの事業着手が可能となる作業体制の構築	地方創生推進交付金について、地方の創意工夫が生かされるよう、以下の措置を求める。 ・4月1日からの事業着手が可能となるよう交付決定を前倒しする。 ・申請様式を早期に示したうえで、国と地方公共団体間での相談機会や説明の機会を十分に設ける。	愛媛県、広島県、松山市、八幡浜市、愛南町	【内閣府】 (22)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 ()新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 ()地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 ()事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。

連番	管理番号	提案事項	求める措置の具体的内容	提案団体	対応方針
8	101	准看護師試験実施方法の見直し	都道府県知事が行う准看護師試験の事務について、委託可能機関を都道府県以外にも広げて委託実施できるよう見直しを行う。	鳥取県、 関西広域連合、 滋賀県、 京都府、 兵庫県、 和歌山県、 徳島県	【厚生労働省】 (10) 保健師助産師看護師法(昭23法203) 准看護師試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に事務を委託することを可能とする。
9	195	精神医療審査会における開催・議決要件の緩和	精神医療審査会に当日出席できない委員について、医療委員2名を含む3名以上の委員が出席する場合には、事前に欠席する委員から意見を聴取することで議事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求める。	広島市	【厚生労働省】 (13) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神医療審査会の開催・議決については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、テレビ会議等の活用を可能とすること等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
10	210	身体障害のない高次脳機能障害者に対する自立訓練(機能訓練)実施のための対象要件の緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第5条第12項で規定される「自立訓練」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(以下「施行規則」という。)第6条の7第1号「機能訓練」及び第2号「生活訓練」としてそれぞれ対象者、支援の内容が定められているが、障害の種別によらず、いずれの自立訓練も受けられるよう対象者の要件を緩和するよう求める。	特別区 長会	【厚生労働省】 (28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) () 自立訓練(機能訓練及び生活訓練)については、障害者のニーズを踏まえ、利用できる者の要件を含めたサービスの在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
11	282	地方自治体が公用目的で小型船舶の登録事項証明書等の交付を請求する際の手数料の免除	小型船舶登録事項証明書の交付申請に当たり、国及び一部の独立行政法人は手数料が課されないが、地方自治体が交付申請を行う際には手数料が課されることから、地方自治体が公用目的で交付申請する際には、国と同様に手数料の徴収対象外とすること。	兵庫県、 滋賀県、 和歌山県、 鳥取県、 徳島県、 大阪市	【国土交通省】 (23) 小型船舶の登録等に関する法律(平13法102) 小型船舶の所有者に関する登録情報については、地方公共団体の意向を踏まえつつ、円滑な不法係留船対策の実施に必要な範囲内で、地方公共団体が当該情報を無償で取得できる仕組みを平成30年中に構築する。

連番	管理番号	提案事項	求める措置の具体的内容	提案団体	対応方針
12	65	高等学校等就学支援金に係る支給期間の要件緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、やむを得ない理由等により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	愛知県	<対象外> 「H27に議論済であり新たな支障事例が必要」と整理されたため
13	176	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。	秋田県、岩手県	<対象外> 「現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性を具体的に示すことが必要」と整理されたため